

GMO あおぞらビジネスローン

保証委託約款

本約款は、GMO あおぞらネット銀行株式会社（以下「当社」といいます。）の「GMO あおぞらビジネスローン（以下、「本商品」といいます。）」を利用する法人（以下「債務者」といいます。）が、債務者および連帯保証人、当社ならびにアイフル株式会社（以下「保証会社」といいます。）との間で締結する GMO あおぞらビジネスローン金銭消費貸借契約兼保証委託契約（以下「本契約」といいます。）に基づき行う借入（以下「本借入」といいます。）に適用されます。債務者および連帯保証人は当社との本契約に基づく債務の保証を保証会社に委託することにつき、次の各条項を確約します。

なお、本約款をはじめとする当社の各取引規定および各種説明書ならびにそれらの変更のお知らせは、当社の Web サイトに提示することにより提供するものとし、郵送等による提供はしないものとします。（これらはいつでも当社の Web サイト上で確認することができます。）

第 1 条（保証委託）

1. 債務者および連帯保証人は、保証会社に、当社との間の表記の要項による本契約に基づく債務の保証を委託します。
2. 前項の保証は、当社と保証会社間の約定に基づいて行われるものとします。
3. 債務者および連帯保証人は、本契約の締結にあたり必要となる法律上の手続きを経ていることを表明し、これを保証します。
4. 連帯保証人が保証債務の整理について 2013 年 12 月 5 日に経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した経営者保証に関するガイドライン（公表後の改定内容を含む。以下「ガイドライン」といいます。）に則った整理を申し立てた場合には、保証会社はガイドラインに基づき当該整理に誠実に対応するよう努めます。

第 2 条（保証料）

債務者が前条第 1 項の保証により借入をするときは、保証会社所定の保証料を当社と保証会社間で定める支払方法に従い支払います。

第 3 条（担保の提供）

1. 債務者または連帯保証人の資力ならびに信用等に著しい変動が生じたときは、直ちに保証会社に通知し、保証会社の承諾した連帯保証人をたて、または相当の担保を差し

入れます。

2. 保証会社に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により保証会社において処分できるものとします。

第4条（求償権の事前行使）

1. 債務者または連帯保証人が、次の各号の一つに該当したときは、保証会社は第7条第1項の弁済前に求償権を行使することができるものとします。
 - ① 仮差押、差押もしくは競売の申立てを受けたとき、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立てがあったとき、または清算の手続きに入ったとき
 - ② 公租公課につき差押または保全差押を受けたとき
 - ③ 振出した手形・小切手・電子記録債権が不渡となったとき
 - ④ 担保物件が滅失したとき
 - ⑤ 債務の一部でも履行を遅滞したとき
 - ⑥ 当社または保証会社に対する他の債務の一つでも期限の利益を喪失したとき
 - ⑦ 保証会社に対する住所変更の届け出を怠る等債務者または連帯保証人の責に帰すべき事由によって、保証会社において債務者または連帯保証人の所在が不明となったとき
 - ⑧ その他債権保全のため必要とする相当の事由が生じたとき
2. 前項により求償権を行使する場合には、債務者は民法第461条に基づく抗弁権を主張しません。担保がある場合にも同様とします。

第5条（連帯保証人について生じた事由の効力）

保証会社が連帯保証人に対して行った履行の請求および連帯保証人が保証会社に対して行った債務の承認または時効の利益の放棄は、債務者に対しても、その効力が生じるものとします。

第6条（中止、解約）

1. 債務者または連帯保証人が第4条第1項の各号の一つに該当しまたは当社と保証会社間の契約が解約されたときは、保証会社が債務者および連帯保証人の同意なしに保証を中止または解約することができ、債務者または連帯保証人はこれに異議を述べないものとします。
2. 債務者および連帯保証人は、前項により保証会社から中止または解約されたときは、直ちに債務の弁済その他必要な手続きをとり、保証会社に負担をかけないものとします。

第7条（保証債務の履行）

1. 債務者が当社に対する債務の全部または一部の履行を遅滞したため、またはその他当社に対する債務の期限の利益を喪失したため、保証会社が当社から保証債務の履行を求められたときは、保証会社は債務者および連帯保証人に対して何ら通知、催告を要せず、履行の方法、金額等について当社と保証会社間の約定に基づいて弁済するものとし、債務者または連帯保証人はこれに異議を述べないものとします。
2. 保証会社の前項の弁済によって当社に代位する権利の行使に関しては、債務者および連帯保証人が当社との間で締結した契約のほか、本契約の各条項が適用されます。

第8条（求償権の範囲）

保証会社が前条第1項の弁済をしたときは、債務者および連帯保証人は、保証会社に対してその弁済額およびこれに対する弁済の日の翌日から償還まで年14.6%の割合による遅延損害金ならびに弁済をするにあたって要した費用その他の損害を償還します。この場合の遅延損害金は、1年を365日（閏年は年366日）とした日割計算によるものとします。

第9条（弁済の充当順位）

債務者または連帯保証人の保証会社に対して弁済した金額が、本契約から生じる保証会社に対する債務の全額を消滅させるに足りないときは、保証会社が適当と認める順序、方法により充当されても異議ありません。なお、債務者または連帯保証人について、保証会社に対する複数の債務があるときも同様とします。

第10条（調査・報告）

1. 債務者または連帯保証人の氏名、名称、商号、代表者、住所、電話番号等の事項について変更があったときは、直ちに保証会社に対して書面により通知し、保証会社の指示に従います。
2. 債務者および連帯保証人が前項の通知を怠ったため、保証会社が債務者および連帯保証人から最後に届出のあった商号、氏名、住所に宛てて通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到着すべき時に到着したものとみなします。
3. 財産・経営・業況等について保証会社から請求があったときは、直ちに保証会社に対して報告し、また保証会社の指示に従います。
4. 保証会社が債務者または連帯保証人について、その財産、収入、信用等を調査しても、債務者または連帯保証人はこれに異議を述べないものとします。
5. 債務者または連帯保証人の所在地の調査について、保証会社が必要とするときは、保証会社を債務者または連帯保証人の代理人として、市区町村の固定資産台帳等の公簿

を閲覧することに同意します。

6. 債務者または連帯保証人の所在地の調査について、保証会社が必要とするときは、保証会社を債務者または連帯保証人の代理人として、住民票および戸籍謄（抄）本を請求することに同意します。
7. 財産・経営・業況等について重大な変動が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、直ちに保証会社へ報告し、その指示に従います。
8. 保証会社の請求があるときは、本契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制執行を受けるべき旨を記載した公正証書の作成に必要な手続きを行います。

第 11 条（費用の負担）

保証会社が第 7 条第 1 項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担保の保全、行使、もしくは処分に要した費用および本契約から生じた一切の費用は、債務者の負担とし、保証会社の請求により直ちに償還します。

第 12 条（連帯保証）

1. 連帯保証人は、本契約の各条項を承認のうえ、第 2 条の保証料債務、第 8 条の償還債務ならびに前条の費用償還債務の全額につき、債務者と連帯して履行の責を負います。
2. 保証会社に差し入れた担保または保証人につき、保証会社に変更、解除、放棄、返還等をして、連帯保証人の責任には変動を生じないものとします。当社から保証会社に移転し、または譲渡された担保についても同様とします。
3. 連帯保証人が当社に対して保証会社の保証にかかる債務につき保証をし、または担保の提供をしたときは、保証会社と連帯保証人の間の求償および代位の関係を次のとおりとします。
 - ① 保証会社が第 7 条第 1 項の弁済をしたときは、連帯保証人は保証会社に対して第 8 条の求償権全額を償還します。
 - ② 保証会社が第 7 条第 1 項の弁済をしたときは、連帯保証人が当該債務につき当社に提供した担保の全部について保証会社が当社に代位し、第 8 条の求償権の範囲内で当社の有していた一切の権利を行使することができます。
 - ③ 連帯保証人が当社に対する自己の保証債務の弁済をしたとき、または連帯保証人が当社に提供した担保の実行がなされたときは、連帯保証人は、保証会社に対して何らの求償をしません。
4. 連帯保証人は、債務者の取締役である等民法第 465 条の 9 に定める者に該当することを表明および保証します。

第 13 条（借入約定）

保証会社の保証により当社と取引することについては、本契約のほか、債務者および

連帯保証人と当社の間で締結した金銭消費貸借契約（証書貸付）の各条項に従うものとし、金銭消費貸借契約（証書貸付）の契約内容が変更されたときは、本契約の内容も当然に変更されるものとします。

第 14 条（契約の変更）

第 1 条第 2 項の約定（当社と保証会社との間で締結された包括保証契約をいいます。）の内容が変更されたときは、変更後の契約内容が適用されることに同意します。

第 15 条（求償権の譲渡）

保証会社の都合により求償権を第三者に譲渡することについて異議ありません。

第 16 条（管轄裁判所の合意）

京都簡易裁判所または保証会社の営業所の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。